

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木) 午後1時30分から午後3時15分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第5号 地域計画の変更について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾
主 任 石 川 諒 太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、9月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	10番 渋谷真弘委員、11番 増田利夫委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は野口推進委員、根岸推進委員より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、農業委員会等に関する法律第31条の規定による
	議事参与の制限等に該当する案件がありますので、受付番号307号
	の審議、採決に際しましては、「 」に退席を求めること
	になります。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号307号ですが、譲渡人は今後耕作することが難しいことから
	譲受人へ贈与を行うものです。申請地は、譲受人の自宅からいずれも
	車で数分の場所に位置しています。申請事由は農業経営拡張であり、
	問題ないと思われます。
	受付番号308号ですが、譲渡人と譲受人は親族関係になります。
	申請地は現在、譲渡人・譲受人がそれぞれ持分1/2ずつで所有して
	いますが、譲渡人が遠方に居住していることから、譲受人へ持分を
	集約するものになります。事由は自家消費野菜作付であり、問題ない
	と思われます。
	受付番号309号ですが、譲渡人は長年耕作をしてきましたが、農業
	経営の縮小のため、譲受人へ売買を行うものです。譲受人は、申請事由
	は農業経営拡張のため、問題ないと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
	思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して
	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
2 番	受付番号307号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1.農地取得後は、耕作いたします。

	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
8 番	受付番号 308 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
11 番	受付番号 309 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど 申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件があります。 まずは議事参与の制限等に該当しない案件である、受付番号 308 号と 309 号を先に審議を行います。それでは、受付番号 308 号と 309 号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可 申請のうち、受付番号 308 号及び 309 号の案件については、担当 委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。 （起立全員） 起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可 申請のうち、受付番号 308 号及び 309 号の案件については、許可 することに決定いたします。

(議案第 2 号)	続いて、受付番号 3 0 7 号の案件について審議を行います。こちらは
	議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「
	」
	の退席をお願いいたします。
	(
	退席)
	それでは、受付番号 3 0 7 号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言
	をお願いします。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可
	申請のうち、受付番号 3 0 7 号の案件については、担当委員の報告の
	とおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
事務局	起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可
	申請のうち、受付番号 3 0 7 号の案件については、許可することに
	決定いたします。
	の入室をお願いいたします。
	(
	入室)
	引き続き、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
	を議題といたします。ただし、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の
	規定による議事参与の制限等に該当する案件がありますので、議案
	第 2 号の審議、採決に際しましては、「
	」に退席を求める
	ことになります。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
	します。
	事務局より説明いたします。
	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号 3 1 0 号は、営農型太陽光発電施設を設置するものです。
	申請人は令和 7 年 4 月に、農地法第 3 条の許可を得て、申請地を取得
	した法人です。今般、この農地に営農型太陽光発電施設を設置する
	ため、申請を行うものです。
	計画の概要といたしましては、太陽光パネルを設置し、パネルとパネル
	の間に梅を植え、農業と売電の両方を行う計画です。最終的にはパネル
	の下には成長した梅の枝が入り、日照に影響を与えないような形態に
	なる計画です。また、営農型太陽光発電施設に転用する場合は通常の
	太陽光発電施設と異なり、許可には有効期限が付くことになります。
	従いまして、営農型太陽光のパネル等の施設は仮設工作物とする「一時
	転用」として取り扱うことになり、その期間は 1 0 年間となります。
	その他一時転用の許可基準としまして、「下部の農地における営農の
	適切な継続が確実と認められること」、「発電設備の角度、間隔等から
	見て農作物の生育に適した日射量を保つことができること」、「周辺
	の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼさない
	こと」等の基準がありますが、事務局の見解としては、各種基準を
	満たしているものと考えます。
	申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当

	ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	受付番号 3 1 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議案第 2 号については議事参与の制限等に該当する案件でありますので、「 」の退席をお願いいたします。
	（ 退席）
	それでは、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言をお願いします。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。 の入室をお願いします。
	（ 入室）
(議案第 3 号)	引き続き、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	受付番号 3 1 1 号は、太陽光発電施設を設けるものです。
	申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量の点、既存電柱を活用し節約できる点、整地費用が安価である点、等の条件に合うことから、本申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね 1 0 ha 未満になる「第 2 種農地」と判断しました。
	受付番号 3 1 2 号は、太陽光発電施設を設けるものです。
	申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量の点、既存電柱を

活用し節約できる点、整地費用が安価である点、等の条件に合うことから、本申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号313号は、駐車場を設けるものです。
譲受人は市外でリサイクル業を行っていますが、新規事業として中古自動車販売やレンタカー事業を行うことを検討しています。今般、当事業を行うために土地を探したところ、宅地を含んだ本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農地法施行令第4条第1項第2号ニに規定する「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するもの」の例外規定に該当するため、許可相当になるものと思われます。
受付番号314号は、駐車場を設けるものです。
譲受人は、申請地に近接する工場の建築工事を請け負う事業者です。今般、工場の工事を行うにあたり、現場作業員の駐車場がないため、一時的に駐車場を設けるものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号315号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市内の賃貸住宅に居住していますが、将来を考え住宅の建築を計画しました。実家が市内にあることや通勤経路を考え、近辺の土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請をするものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。
受付番号316号は、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は群馬県で主に太陽光発電事業を行っています。今般、太陽光発電施設用地として周辺環境や立地条件から日当たりがよく、太陽光発電に適した土地を選定できたことから、本申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号317号は、自己用住宅を設けるものです。
本案件は平成4年3月2日付け、指令行農第5-560号で既に自己用住宅敷として許可が出ており、令和7年7月に許可後の計画変更申請で審査を行った案件と同一になります。7月に計画変更申請で審査を行った後、埼玉県から5条の許可申請もするように指導があったため本申請を行うものです。

	農地の区分につきましては、市役所から1km以内に位置する農地で「第2種農地」と判断しました。
	受付番号318号は、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は現在、市外に居住していますが、今後の生活を考え住宅の建築を計画しました。今般、市内の土地を探したところ、申請地を見つけたため申請するものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
10番	受付番号311号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	続きまして、受付番号312号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
5番	受付番号313号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	以前より中古車販売業、レンタカー業をしたいと考えておりましたが条件に合う土地が見つからない状況であったところ、申請地を使ってもよいという話が出たため、申請するものです。既存建物を取り壊す予定はなく、そのまま利用することを考えており、増築も考えており

	ませんので、周囲の営農に関する影響はないと考えております。 続きまして、受付番号316号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 再生可能エネルギー発電事業および再生可能エネルギー発電システムの販売施工、保守管理等を行っている法人です。CO2排出量削減という社会的な強い要請に応えるため、積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に努めております。 土地の選定理由としては、太陽光発電事業も、買取価格が下がり農地等を活用しないと、事業が成立しない状況にあります。また周囲環境や立地条件等から、日当たりも良く、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果からも採算性があると判断しました。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
1 番	受付番号314号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 の新築工事を請け負うことになりましたが、所有地を借りただけでは、職人用の駐車場を確保することができず、近隣で駐車場を探しておりました。当該地付近は調整区域であり、周囲にまとまった駐車場がなく、近隣の非耕作農地に着目し、所有者と交渉の結果、賃貸借にて使用の許可を得ることができたので、工事期間中に限り、農地の一時転用を行い、駐車場として使用したいと考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
8 番	受付番号315号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市内の賃貸住宅で生活しております。将来を考え、専用住宅の建築を決めました。市街化区域で探しましたが見つからず、範囲を市街化調整区域に広げたところ、申請地を見つけ申請するものです。 近隣に保育園、小学校もあり、将来、何かと便利なところであると考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
9 番	受付番号317号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。（議案書朗読）

	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	こちらは、7月に計画変更申請した案件についての、転用についての申請を追加で行ったものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
1 1 番	受付番号3 1 8号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の賃貸住宅で生活しております。将来を考え、専用住宅の建築を決めました。土地を所有していないため、探していたところ申請地を譲っていただける話をいただきました。小学校も近くにあり将来、子どもができた際にも便利な場所であり、安心して生活していけると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
3 番	受付番号3 1 7号について、自己用住宅用敷は5 0 0㎡までと聞いて
	いて、以前、同様の質問をした際には、通路部分を超える場合もあると聞いたのですが、を超える場合の上限はあるのでしょうか。
事務局	5 0 0㎡は住宅本体についてであり、進入路の部分を含めると、
	5 0 0㎡を超える案件もありますが、超えていい面積は概ね1割までと 言われております。
議 長	（質疑終了）
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第4号の審議に入ります。
	（休憩）
(議案第4号)	続きまして、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該、整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められております。
	それでは、事務局である農政課の説明後、各担当委員より調査結果の報告をいただき、慎重なるご審議の程、よろしくお願いいたします。
事務局	事務局より説明いたします。
	本案は、令和7年4月に受けました、農用地区域からの除外の申出

	2件につきまして農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。 「農用地区域からの除外」は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地区域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、12月に除外の手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは1月以降となる予定です。 事案番号1番は上新郷地区の案件になります。1番の案件につきましては、駐車場敷きの敷地拡張でございます。現在の宅地部分のみでは手狭なため、駐車場を確保するための計画となっております。 事案番号2番は村君地区の案件になります。2番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外の借家住まいをしている子供夫婦が父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。代替地等を検討しましたが他に立地する場所がなく、今回の申出地に立地する計画となっております。 以上が、農用地区域からの除外の案件になります。今回農用地区域から除外する農用地面積は、631㎡です。また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしております。それでは、慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	事案番号1番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 住宅玄関から階段を降りた場所が、雨天時はぬかるんでしまい出入りができなくなるので、アスファルト舗装して、駐車場として利用したく申請を行うものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
3 番	事案番号2番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 姉が早くに嫁ぐことが決まったため、家族で話し合い、将来は自分が農業を継ぐことになり、父の手伝いをしております。姉夫婦は子どものこともあり、一昨年に父から実家の建物を贈与され、住んでおり、そのため、両親は自分が建築を予定していた場所に新築して昨年から住んでいます。これで、住宅内に空き地がなくなり、新たに建築ができない状況になりました。そのため、父と祖父に相談し、将来、分家住宅の建築を考え、農業委員会に相談したところ、埼玉県から

	今回の申請地について、見込みがあると言われたことから申請に至った次第です。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第４号 農業振興地域整備計画の変更について、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第４号 農業振興地域整備計画の変更について、同意することに決定いたします。
(議案第５号)	続きまして、 議案第５号 地域計画の変更についてを議題といたします。当該、地域計画の策定・変更については、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められています。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第５号 地域計画の変更について説明させていただきます。
	地域計画とは、令和５年４月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者を中心とした地域の話し合いにより、目指すべき農地利用の姿を明確化するために、策定する計画です。この地域計画については、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定により、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会に意見を聞くこととされています。よって地域計画の変更案について、農業委員会に議論いただくため、審議をお願いするものです。本日の農業委員会における審議後、その他関係機関からの問題等の指摘がなければ、地域計画案の公告縦覧を２週間行い、地域計画の変更となります。
	では、お手元の議案書について説明申し上げます。
	今回の変更地区は、新郷地区でございます。変更理由としては、太陽光発電施設の建設を計画するにあたり、農地転用前に地域計画から除くための手続きでございます。地域計画からの除外面積は、新郷地区 ３， ７ ９ ９ ㎡です。変更内容についてお手元の議案書の地域計画の変更点についてをご覧ください。なお、当計画については、農地転用の見込みありの案件でございます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議 長	以上で、事務局からの説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
６ 番	地域計画の変更の申請が最近ありますが、この手続きで、地域計画の面積が少なくなるものなのでしょうか。
事務局	現状は、まだ農地ですので、農地という扱いになります。農地としての扱いになるので、現状では農地としては面積が減っていない状況なのですが、今後、農地転用をしたときには、地目が変わりますので、農地として面積が少なくなる形になります。

6 番	農地転用の申請数に比べ、地域計画の変更数が少ないのはどうしてでしょうか。
事務局	担い手が位置付けられていないので、事前の地域計画の変更は必要ないのですが、年度末に一括変更という形で、担い手が位置付けられていない部分で転用の行われた場所については、地域計画の面積から引かれる形になります。
6 番	昨年度、地域計画の目標地図について、地域ごとに話し合いを行いました。意向不明の場所について何か対応を行うのでしょうか。
事務局	年に1回は協議の場を行うことになっていますので、今のところ、1月、2月あたりに再度、協議の場を開催する予定で考えています。意向不明の農地に関しましても、その際に話し合いを行い、目標地図のブラッシュアップを図っていきたいと考えております。
議 長	(質疑終了)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第5号 地域計画の策定については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 地域計画の策定については同意することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の自己用の転用を行う場合に届出を行うものです。
	店舗併用住宅敷1件、駐車場敷1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷3件、建売住宅敷1件、事務所敷1件、駐車場敷1件でございました。
	報告事項3 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第3条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行ったものになります。1件でございました。
	報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第5条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行ったものになります。1件でございました。
	報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。10件でございました。
	報告事項6 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました8月分でございます。4条が1件、5条が5件ございました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	今月の相談会の担当委員は、野口啓子委員となります。もう1人は

	事務局で対応いたします。日程は9月29日月曜日の午後1時30分 からとなっております。当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡 をお願いいたします。
	来月10月の定例農業委員会の日程でございしますが、10月24日 金曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室 を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。 令和 7年 9月 25日 会 長 署名委員 署名委員	